

「池田市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託」  
に関するプロポーザル募集要項

令和4年1月

池田市 市民活力部 にぎわい戦略室 商工労働課

## 池田市キャッシュレス決済ポイント還元事業決済事業者募集要項

### 1 件名

池田市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託

### 2 履行期間

契約締結日から令和4年8月31日まで

### 3 参加資格要件

参加資格を有する者は、下記の条件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (2) 心身の故障により業務を適正に行うことができないものでないこと及び未成年でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及び、その開始決定がされている者でないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと池田市が認めたものを除く。）でないこと。
- (7) 参加意向申出書の提出期限から契約締結日までの期間、池田市指名停止措置要綱の規定による指名停止を受けていないこと。
- (8) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）で規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。
- (9) 事業対象を市内導入店舗に限定し、市が指定する店舗を除くことが可能であること。
- (10) 決済額の20%のポイント還元が可能であり、期間中の付与上限額を1人あたり5,000円相当及び1決済あたりの付与上限額を1,000円相当とするポイント付与上限額を管理できること。
- (11) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。

### 4 業務内容に関する事項

#### (1)業務の目的・概要等

池田市キャッシュレス決済ポイント還元事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ池田市内での消費喚起を目的とする。

#### ① キャンペーン期間

- ・キャンペーン期間は、令和4年5月1日から5月31日までの1か月間とする。

※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、キャンペーン期間を変更する場合がある。

## ② 対象店舗

- ・対象店舗は、選定された決済事業者の決済手段を導入している池田市内店舗のうち、池田市が指定する業種の店舗とする。

## ③ ポイント還元率及び付与上限

- ・ポイント還元率は、決済額の20%とする。ただし、期間中付与上限額は1人あたり5,000円相当とし、また、1決済あたりの付与上限額は1,000円相当とする。

## (2)上限提案額

本業務の上限提案額は249,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

ただし、ポイント付与原資については240,000,000円以内とします。

- ・事務費は提案限度額からポイント付与原資を除いた額の範囲内とします。
- ・受託者が本業務を執行するにあたり必要となる一切の費用を含み、市は契約金額以外の費用を負担しません。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響等による本業務の変更・中止については、契約期間、委託料もしくはその両方を変更する契約変更を行います。その際、変更・中止に伴って発生した費用については別途協議するものとします。

## (3)業務内容

### ① 決済及びポイント還元に係る業務

- ・決済手段は、店舗が簡易にかつ安価に導入・利用でき、参加店舗数の増加が期待できるQRコード<sup>®</sup>決済とすること。
- ・店舗への入金サイクルを可能な限り短くすること。
- ・利用者へのポイント還元期間を可能な限り短くすること。

### ② 店舗への対応業務

- ・加盟店舗に対して、キャンペーンの概要を周知するとともに、参加の意思確認を行うこと。
- ・新規加盟店舗の開拓を積極的に行い、可能な限り短時間でキャンペーンに参加できるように対応すること。
- ・対象店舗一覧を作成し、市に提出すること。
- ・対象店舗であることがわかる店頭掲示物等の広報物を作成し、各対象店舗に配布すること。
- ・店舗からの問い合わせに対して、迅速に対応すること。
- ・店舗からの要望があれば、導入手続きについて個別に対応を行うこと。

### ③ 広報・問い合わせ対応業務

- ・市と協議のうえ、対象店舗に配布するチラシやポスター等の広報物を作成すること。キャンペーンの内容が分かりやすく、また、市が独自で行う施策であることが伝わるデザインとすること。

- ・受託者のコンテンツを活用してキャンペーン対象店舗を一般利用者に周知すること。
- ・効果的な告知方法（ホームページ、SNS等）により、広くキャンペーンの周知を図ること。
- ・一般の利用者等からの問い合わせ（利用方法等）に対して、円滑かつ誠実に対応すること。

④ QRコード<sup>®</sup>決済説明会等開催業務

- ・市内店舗のキャッシュレス化を進めるため、店舗に対し、QRコード<sup>®</sup>決済導入の経営上のメリットや利用方法等に関する説明会等を開催すること。なお、内容や会場については、市と協議のうえ、決定するものとする。
- ・一般利用者に対し、スマホの使い方やQRコード<sup>®</sup>決済のメリットや方法などに関する説明会を開催すること。なお、内容や会場については、市と協議のうえ、決定するものとする。

⑤ QRコード<sup>®</sup>決済の動向調査報告業務

- ・キャンペーン期間中のQRコード<sup>®</sup>決済の動向（利用状況）等を調査し、1週間に1回以上の頻度で市に報告すること。
- ・キャンペーンにおける対象店舗数、利用者数、業種及び日別の決済状況、決済利用回数など、事業の結果に関するデータの集計・分析を行い、実績報告書の提出時にデータ化した資料を添付すること。なお、提出を求めるデータの内容については、市と協議のうえ、決定するものとする。

⑥ データの管理業務

- ・業務の遂行に伴って収集したデータは適正に管理し、個人情報の取扱いは厳正に行うこと。

⑦ その他の必要な業務

- ・本業務を統括する事務局を設置すること。
- ・適正かつ確実な業務遂行体制を構築すること。
- ・事務局は全体スケジュールを管理し、適切に事業の進捗を図ること。
- ・事務局は市との連携を密にすること。

## 5 スケジュール（いずれも令和4年）

内 容		日 程
1	プロポーザル公募開始	1月24日(月)
2	質問提出期限（電子メール）	1月31日(月)
3	質問への回答	2月2日(水)
4	参加意向申出書等及びプロポーザル提案書類提出締切	2月8日(火)
5	選定委員会（プレゼンテーション）	2月14日(月)
6	選定結果の通知	2月下旬
7	契約締結	3月上旬

※ 本業務についての説明会を実施する予定はない。

※ 質問、プロポーザル提案書等は公募要領等の公表日から提出可能とする。

## 6 募集要項等の配布

募集要項、様式一式を配布します。※池田市ホームページからもダウンロードできます。

### (1) 配布期間

令和4年1月24日（月）～令和4年2月8日（火）

（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に定める休日を除く。午前8時45分から午後5時15分まで）

### (2) 配布場所

池田市 市民活力部 にぎわい戦略室 商工労働課

住 所 〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号（池田市役所7F）

電話番号 072-754-6241

## 7 質問の受付

本募集要項及び仕様書の内容等について疑義のある場合は、次により質問書（様式1）の提出をお願いします。

質問内容及び回答については、池田市ホームページに掲載します。なお、質問に対する回答をもって、本募集要項を追加補正したものとみなします。また、質問者の名称は公表しません。

(1) 提出期限：令和4年1月31日（月）正午まで

(2) 提出先：池田市 市民活力部 にぎわい戦略室 商工労働課（池田市役所7階）

E-mail [shoro@city.ikeda.osaka.jp](mailto:shoro@city.ikeda.osaka.jp)

(3) 提出方法 電子メールによる。※送信後は、電話にて着信確認を行ってください。

(4) 回答方法：令和4年2月2日（水）を目途に、提出されたすべての質問とその回答を市の公式ホームページに掲載します。

## 8 参加に係る手続き

本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する場合は、必ず参加表明のための書類を提出してください。

(1) 提出期限 令和4年2月8日（火）午後5時15分（必着）

(2) 提出先 6（2）に同じ

(3) 提出方法 持参

（注意）

・平日午前8時45分～午後5時15分までに、池田市市民活力部にぎわい戦略室商工労働課（池田市役所7F）にて受け付けます。

・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。

(4) 参加表明のための提出書類

ア 参加意向申出書（様式2） 1部

イ 申請者の事項に係る証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）

- ・ 登記事項証明書（全部事項証明書） 1 部
- ウ 印鑑証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）
  - ・ 法務局が発行した代表者の印鑑証明書 1 部
- エ 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）
  - ・ 税務署発行の「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、納税証明書（その3の3） 1 部
  - ・ 非課税の場合は、非課税証明書 1 部
- オ 都道府県税の未納の税額がないことを証明する証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）
  - ・ 池田市と契約する先の所在地のもので、都道府県が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書 1 部
  - ・ 非課税の場合は、非課税証明書 1 部
- カ 法人市民税の未納の税額がないことを証明する証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）
  - ・ 池田市と契約する先の所在地のもので、市町村が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書 1 部
  - ・ 未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、納付した直前1年間の納税証明書 1 部
  - ・ 非課税の場合は、非課税証明書 1 部
- キ 財務諸表の写し（最近1ヵ年のもの、半期決算の場合は2期分） 1 部
  - ・ 貸借対照表
  - ・ 損益計算書
  - ・ 株主資本等変動計算書
- ク 委託業務経歴書（様式3）及び契約書等の写し（実績の証明） 1 部
- ケ 誓約書（様式4） 1 部
- コ 提案資格確認結果通知書の返信用封筒（宛名を記載し、84円切手を貼ったもの） 1 枚

## 9 提案書等の提出

### (1) 提出方法

持参

(注意)

- ・ 平日午前8時45分～午後5時15分までに、池田市市民活力部にぎわい戦略室商工労働課（池田市役所7F）にて受け付けます。
- ・ 提出期限を過ぎた場合は受け付けません。

### (2) 提出期限

令和4年2月8日（火）午後5時15分（必着）

### (3) 提出先

6（2）に同じ

#### (4) 提出書類

提案書は、別添の所定の書式（様式5、様式6-1・6-2、様式7、様式8、様式9）に基づき作成するものとします。配布期間に受取りに来られるか、池田市ホームページからダウンロードしてください。

提案については「提案書」（様式5）を鏡とし、次の項目に関する提案を所定の様式を使用して作成し、添付提出してください。

##### ア 業務実施体制について（様式6-1・6-2）

例：従事スタッフの構成、人数、経歴等

##### イ 業務実績（様式7）

決済及びポイント還元に係る実績について、具体的に記入してください。

##### ウ 業務計画書（様式8）

業務実施にあたり、想定されるスケジュールをわかりやすく記載してください。

##### エ 業務実施方針及び手法（様式9）

別紙業務仕様書「5業務内容」について、具体的に提案内容を記入してください。

##### オ 参考見積書

様式はありません。内訳が分かる内容で提出してください

#### (5) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書、イメージ図・イラスト等を使用し、わかりやすく簡潔に記述してください。

イ 文字は注記等を除き原則として11ポイント程度の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。

ウ 多色刷りは可としますが、モノクロ複写でも見易いよう配慮をお願いします。

#### (6) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ プロポーザルの提出後、池田市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ プロポーザルに記載した配置予定の担当者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

カ 提案内容の変更は認められません。

#### (7) 提出部数

正本1部、副本6部

## 10 決済事業者の選定

### (1) 選定方法

- ・ 池田市キャッシュレス決済ポイント還元事業決済事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で、提出書類及びプレゼンテーションの内容に対する審査を行い、総合的に判断し、上限提案額（249,800,000円）を超えない範囲で、決済事業者を選定します。
- ・ 選定を行うなかで、疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行います。
- ・ 審査の結果、順位が1位の提案者の得点が、全体配点の50%未満の場合は、決済事業者を選定しません。

### (2) 選定結果の通知

令和4年2月下旬（予定）に、池田市ホームページに掲載するとともに、提案者全員に通知します。

### (3) 審査基準

審査項目	考え方・着眼点	配点
競争力／優位性	QRコード <sup>®</sup> 決済の導入の容易さ、導入店舗数及び利用者数、実施体制、導入店舗及び未加入店舗へのフォローアップ 等	50
独創性	市にとって有益で独創的な内容が盛り込まれている 等	10
実績	過去、他自治体にて同様業務の運営実績がある	10
周知活動	参加店舗及び利用者への周知活動 等	10
相談対応	説明会の実施方法、相談窓口・コールセンターの設置 等	10
価格の妥当性	価格の妥当性 等	10
合計		100

※評価点が同点の場合は見積金額の低い方に決定します。

## 11 提出された書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、優先交渉権者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出された書類は、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「池田市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、優先交渉権者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) 提出された書類は、返却しません。

## 12 無効となるプロポーザル

- (1) 本要項に定める提出方法に適合しないもの
- (2) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があったもの



- (5) 提案上限額を超える提案を行ったもの
- (6) 本事業を実施することが困難と認められるもの

### 1 3 契約手続きについて

- (1) 優先交渉権者に選定された者と池田市との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に池田市と詳細を協議していただきます。この際、提案内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 優先交渉権者が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、池田市公共工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているときは、契約を締結しません。
- (4) 選定された決済事業者との交渉が成立せず、契約の締結が困難な場合は優先順位が次順位の者と交渉を行い、成立した場合は当該事業者と契約の締結を行うものとします。

### 1 4 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否

本プロポーザルにおいて選定された契約相手方は、業務委託契約の締結にあたり契約書の作成を要します。契約書作成にかかる費用は受注者の負担となります。
- (4) 池田市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務の全部又は一部を受注できない場合があります。
- (5) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、池田市と協議の上、行うこととします。

### 1 5 問い合わせ先

池田市 市民活力部 にぎわい戦略室 商工労働課

所在地 〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号（池田市役所7F）

電話 072-754-6241